

平成21年第1回竜王町議会定例会（第2号）

平成21年3月6日

午後1時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程（2日目）

- 日程第 1 議第 34号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて
- 日程第 2 議第 3号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議第 4号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議第 5号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議第 6号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議第 7号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例および竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議第 8号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議第 9号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議第 10号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議第 11号 竜王町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例
- 日程第 11 議第 12号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議第 13号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議第 14号 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議第 15号 竜王町薬師地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 日程第 15 議第 16号 平成20年度竜王町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 16 議第 17号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）

補正予算（第3号）

- 日程第17 議第18号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
補正予算（第3号）
- 日程第18 議第19号 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算
（第4号）
- 日程第19 議第20号 平成20年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2
号）
- 日程第20 議第21号 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第21 議第22号 平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議第23号 平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3
号）
- 日程第23 議第24号 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議第25号 平成21年度竜王町一般会計予算
- 日程第25 議第26号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)
予算
- 日程第26 議第27号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
予算
- 日程第27 議第28号 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
- 日程第28 議第29号 平成21年度竜王町学校給食事業特別会計予算
- 日程第29 議第30号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計予算
- 日程第30 議第31号 平成21年度竜王町介護保険特別会計予算
- 日程第31 議第32号 平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第32 議第33号 平成21年度竜王町水道事業会計予算

2 会議に出席した議員（12名）

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 1番 | 岡山富男 | 2番 | 大橋弘 |
| 3番 | 村田通男 | 4番 | 山田義明 |
| 5番 | 山添勝之 | 6番 | 圖司重夫 |
| 7番 | 貴多正幸 | 8番 | 蔵口嘉寿男 |
| 9番 | 菱田三男 | 10番 | 小森重剛 |
| 11番 | 若井敏子 | 12番 | 寺島健一 |

3 会議に欠席した議員（なし）

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

| | | | |
|------------------|-------|--------|-------|
| 町長 | 竹山秀雄 | 副町長 | 青木進 |
| 教育長 | 岡谷ふさ子 | 会計管理者 | 布施九藏 |
| 総務政策主監 | 小西久次 | 住民福祉主監 | 北川治郎 |
| 産業建設主監兼農業委員会事務局長 | 川部治夫 | 総務課長 | 赤佐九彦 |
| 生活安全課長 | 福山忠雄 | 住民税務課長 | 山添登代一 |
| 福祉課長 | 松瀬徳之助 | 建設水道課長 | 田中秀樹 |
| 教育次長 | 松浦つや子 | 学務課長 | 木村公信 |
| 生涯学習課長 | 竹内健 | | |

5 職務のため議場に出席した者

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 村井耕一 | 書記 | 古株三容子 |
|--------|------|----|-------|

開議 午後1時00分

○議長（寺島健一） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、12人であります。よって、定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 1 議第 3 4 号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについて**

○議長（寺島健一） 日程第1 議第34号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ただいま上程いただきました議第34号、滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについての提案理由を申し上げます。

土地開発公社の定款の変更を行う場合は、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項において、設立団体の議会の議決を経ることと規定されておりますことから、今般、滋賀県市町土地開発公社定款の変更にあたり、議決を求めるものでございます。

まず、監事の職務を規定する根拠法例が民法第59条でありましたが、民法の一部改正により第59条が削除されましたので、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項を適用することとなったものでございます。

次に、余裕金の運用を規定する条文中に「郵便貯金」とありますが、郵政民営化に伴い郵便貯金が廃止されましたので、この文言を削るものでございます。

以上をもちまして、議第34号 滋賀県市町土地開発公社定款の変更につき議決を求めることについての提案理由を申し上げたところでございますが、よろしくご審議を賜りご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○議長（寺島健一） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議第 3 号 竜王町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第2 議第3号を議題として質疑に入ります。質疑ありま

せんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第2 議第3号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第2 議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議第4号 竜王町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第3 議第4号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第3 議第4号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第3 議第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第5号 竜王町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第4 議第5号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第4 議第5号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第4 議第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 5 議第 6号 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第5 議第6号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） それでは、議第6号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質問をします。

町長にお伺いをしたいと思うのですが、今回この非常勤特別職の報酬改訂を提案されたわけですが、この条例の根拠となる法律、それは地方自治法203条というふうにご説明をいただいたかと思うのですが、そこで、まずこの地方自治法203条というのはどういうものなのかと、読み上げていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんからご質問のごございました地方自治法203条でございませうけれども、読み上げます。

「議員報酬及び費用弁償。普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し期末手当を支給することができる。普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。」

では、関係のところを抜粋します。

203条の2の項であります。「普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会

人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員に対し、報酬を支給しなければならない。前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。」という項目がございます。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 町長、ありがとうございます。今読んでもらったところを、今、町が条例を定めている内容と整合性が合っているのかどうかについてのご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） ご質問にお答えいたします。合っております。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 私は、この今お読みいただいたところに出てくるのは、非常勤の職員に対して報酬を払えと。その報酬は、勤務日数に応じてこれを支給するとなっているのですね。

ところが、町が提案しているこの条例は、勤務日数に応じてではないですね。勤務日数に応じて払おうとする条例を今提案されたのですか。

だから、その整合性が合うというふうにおっしゃる根拠がよくわからないのです。ここに書いてある、地方自治法に書いてあるのは、非常勤の職員に対しては、日給で払えと書いているのですね。ところが町の条例は、今、監査委員さんの話ですけれども、日給ではなくて月給で払おうとしているのですね。私は、提案されている金額がどうのこうのという問題ではなくて、そもそも地方自治法に則って町の条例を決める場合、日給制にしなければ地方自治法には違反しているということにならないかということをお伺いしているのですね。

このことについての見解をまず求めまして、次に、この1月22日に大津地方裁判所で判決が下されています。これは、滋賀県に対して非常勤の行政委員に対して支払っている月給制が違法で、結果的には、裁判の最終的な結論は、これは違法だと、支出差し止めという地方裁判決が出ているのですね。これは、本当に全国的に大変大きな波紋を呼ぶ裁判で、全国でも月に1～2回しか出ていない行政委員さん、月額20万円ぐらいの報酬をもらっているという実態があって、これを日額にすれば、恐らく100億円ぐらいの削減になるのではないかという話が出ていまして、全国では非常に活気的な判決だと言われているのですね。

これを滋賀県の天津地裁でやっているわけですから、今、条例改正を町が出し

てくる場合、監査委員さんのことについても、やはり地方自治法に則って日給でやるべきだと。こういう結論を今なら、つい1月22日に出た判決ですから、今ならそういう条例改正が出て当然だというように思うのですが、そうでないところの根拠を、先ほどの根拠にあわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（寺島健一） 青木副町長。

○副町長（青木 進） ただいま若井議員さんから、非常勤の特別職の報酬の改正に関わりまして、2点のご質問をいただきました。

まず1点目でございますが、地方自治法の精神から、こういった非常勤の特別職の方への報酬については日額が妥当ではないかというご質問がございます。ご案内のとおり、竜王町の非常勤の特別職の報酬につきましては、その委員さんの職種によりまして日額報酬、あるいは月額報酬、あるいは年額報酬ということで定めをいたしております。この非常勤の特別職の委員さんの報酬の日額・月額・年額の定めにつきましては、全国的に他の自治体も同様の定めがございます。

そうした中で、今回、監査委員さんの月額の報酬につきまして改定の提案をさせていただいておりますが、その根拠としましては、当然、月においての出ている仕事の内容また日数等を十分精査いたしまして、月額報酬としての適正な価格についてご提案を申し上げておるところでございます。

そのほかにも、例えば選挙管理委員会の委員さんとか、あるいは教育委員さんとか、月が定まって定例的に業務をしていただく委員さんにつきましては、月額の考え方で報酬を決めております。

しかし、その反面、審議会なり委員会を年間通じて必要時にお願いいたします特別職の非常勤の委員さんについては、日額を基本といたしております。そういうことでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目のご質問でございますが、県の方で非常勤の特別職の報酬に関わりましての裁判ということで出ております。ご質問のとおり、その報酬が日額換算して適当でないという判決が出ておりますが、その辺につきましては、十分町の方といたしましても、ほかの非常勤の特別職の委員報酬の額の適正なことも含めまして検討もしてまいりたいと思います。

しかしながら、竜王町で定めております日額報酬・月額報酬・年額報酬につきましては、現在のところ適正という判断をいたしておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第6号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論をします。

ただいま、この条例の問題点を指摘しました。それに対して、副町長はご答弁いただいているのですけれども、全く答えにはなっておりません。そもそも地方自治法は、非常勤の場合は日給制にせよということを示しているわけですね。それを町の条例で勝手に月給に変えていると。このこと自体は地方自治法違反でありますし、地方自治法に書かれている範囲内で市町村の条例がつくられるのなら問題ないのですが、憲法94条には、法の定められた範囲内で条例制定を求めていますから、この条例そのものは憲法違反なのです。

今回、1月に行われた大津地裁の裁判というのは、地方自治法違反であり憲法違反だということによって断罪された結論なのです。その結論がもう既に出ているのに、町はほかのまちもしているからということを利用して改善しようとしません。検討しますとはお話しになりましたけれども、1月に出ている裁判令を全く無視している。これは明らかに法律違反の条例であります。

私は、今回提案されている条例の日額いくらかどうかということが問題ではなくて、金額の問題ではなくて、そもそも日額にしていなかったところについての問題を指摘しております。早急にこの裁判を受けて、この裁判のあとは高裁でも間もなく同じような結論が出ると私は思っているのですけれども、それも受けて、すべての関係条例を見直していただいて、非常勤の特別職の場合の日額支給というのを進めていただくようお願いしたいと思いますし、それがされていない現状では、この条例に賛成するわけにはいきませんので、反対討論といたします。以上です。

○議長（寺島健一） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第5 議第6号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立多数であります。よって、日程第5 議第6号は原案のと

おり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 6 議第 7号 竜王町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例および竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第6 議第7号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、若井議員。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第7号、竜王町特別職の職員で非常勤のものの給与および旅費に関する条例および竜王町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務状況に関する条例の一部を改正する条例について、3点の質問をします。

まず、1点目であります。この条例は、町三役の報酬削減を提案されているものでありまして、その説明の中で、なぜ今この提案をされるに至ったのかということについて要約しますと、町長が町長選挙で、町の借金を早く返済して健全な財政にすると公約していたけれども、町長就任後、経済は急変して、100年に一度と言われる経済危機になったから、公約は果たせない。だから、けじめをつけるために自分の報酬を減らす、このようにおっしゃったというふうに記憶しているのですけれども、この要約に間違いがないかをお伺いしたいと思います。

2つ目ですが、選挙の公約は、10年で借金を半分に減らす、選挙事前ビラによりますと、竜王町の起債は70億円と書かれていましたから、10年間で35億円に減らしますというのが公約だったと認識しています。公約は10年後の約束をされているのですね。町長就任今8ヵ月、8ヵ月で10年後の約束を果たせない、公約は守れないというふうに言い切ってしまうのは、あまりにも早計ではないかと思うのですけれども、今回のけじめで、この公約を投げ出すことになるのかについて、お伺いしたいと思います。

同時に、公約は10年という話でしたから、恐らく選挙の時は10年間、私は町長しようというふうに思ってそう言われたのだと思うのですが、これをほごにされるということは、10年間町長をされるおつもりがなくなったのかということについても確認をしておきたいと思います。

3つ目ですが、私は、けじめというのは結果に対してするもので、先ほども言ったのですが、スタートした始めにけじめをつけられたのでは、町民もたまったものではないと思うのですね。10年間で35億円削減ができない代わりに、毎

日いくら、2年間でどれだけの報酬を削減されて、さらにしようとするのかについて、その金額をお伺いしたいと思います。以上3つよろしく申し上げます。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 若井議員さんのご質問でございますけれども、今回の削減は、あくまで自主的な取り組みという具合にご理解いただきたいと存じます。

私は、今ご指摘のありましたように、確かに当初、10年ぐらいで半減ぐらいできたらなという思いで項目にあげさせてはいただきました。その時に、もう1項目、いろいろな面で10%ぐらいの節減というのでしょうか、そういったことも申し上げたことをちゃんと記憶いたしております。その中で、自ら率先してその方向で取り組みたいという自主的な判断という具合にご理解いただけたらと思います。

そして、今の借金の返済の件でありますけれども、私は昨年6月に今の職に就任させていただきまして、町の内部に入りますと、いろいろと中身が細かくわかってまいりました。非常に数字的には難しい面があるなという思いがいたしております。

ただ、やはり縮減していかなければならない方向はもう間違いないことでございますので、この前もご質問ありましたけれども、この先できる限り、この言葉が適切かどうかわかりませんが、早期に身軽になっていければということでございます。

この10年というのは、私が厚かましくも10年もどうのこうのということではございません。取り組むのだったら、それぐらいが1つの目安になるのではなかろうかという思いで書かせていただいた項目でございます。以上、お答えとさせていただきます。

申し訳ございませんでした。金額につきましては、10%で12ヵ月でございます。これでトータル84万円になるのでしょうか。それから、教育長さんと副町長さんとの給料でざっとで申し訳ないですけれども、120万円ぐらいになるのでしょうか。両方合わせまして、200万円ぐらいになろうかと思っております。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 私は、この削減をする理由として、先ほど確認をしたのですが、これについてはお答えをいただいてなくて、公約していたけれども、100年に一度と言われる経済危機になったから公約を果たせないの、けじめをつけるのだというふうにおっしゃったと私は思っているのです。

ところが、今話を聞きますと、自分の報酬を10%削減するということは公約の中で言っていたことだとおっしゃったわけですね。そうすると、提案理由の中でそういうことは何もおっしゃっていませんので、当初、選挙公約として10%削減を自分が言っていたので、今回削減するのだというふうな文言は一言もなかったものですから、そちらの方がこの提案をされる根拠だというふうになりますと、そうすると、選挙のビラの24号だったと思うのですが、あの24号の10%削減の後には議員は10人にする、職員はどれだけ減らすと一緒に書いているのですね。そうすると今度は、私は1割減らしますから、議員も10人に減らしなさいよということを言われているようになってくるわけですよ。問題はね。

だから、今回のこの条例提案は、100年に一度で公約を果たせないから、10年で半分にすることができないから提案したのだと言いながら、お伺いすれば、公約でそれは言っていましたと言われる。そうすると、その言葉に続いていた議員も自ら10人にしなさいよと、今度おっしゃる話が続いて出てくるのかなと、そういう心配をしなければならないことになるのですね。それはどうなのかというのをもう一度、もともとの提案理由として言われているその根拠となるものを明確にさせていただきたいというのが1点目ですね。

私は、はじめをつけるのもいいかと思うのですね。だから、そういうことだと思うから、はじめをつけるのは、それはそれでその人の考えでしょう。どなたかみたい、秘書が逮捕されてもはじめをつけない人もあります。結論が出てからはじめをつけようとあの人はしておられるか、それは知りません。でも、だいたいは結果が出てはじめをつけるのかなと思いますから、今の時点ではじめをつけようとするのは大変疑問だなと思うのですが、私は100年に一度の経済危機で公約を果たせないからはじめをつけるので、自分の報酬を減らすとおっしゃるのは、それは自分のお考えですから、自主的にというお話もありましたが、そのとおりだと思います。それなら何も副町長や教育長を道連れにしなくてもいいではないかと私は思うのですね。それについてはどうですか。2点ご質問します。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） 10%という数字でありますけれども、この10の数字の根拠は、そのあたりに判断の要因があったということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、私が話を副町長さん、あるいは教育長に伝えました時に、やはり新しい執行部体制として、町長の意向に合わせて、私たちもその方向で取り組ませ

ていただきますということで、ありがたいお返事をいただきました。私もそれだったら5%お願いしたいということで決めさせていただくような方向で提案させていただきます。

ほかの件でございます。定数とか、あるいは職員の数とか、もちろん職員の労働条件のほかに、これからということで今ご質問があったわけでございますけれども、私は、それほど簡単に削れる労働条件やほかの条件、これは難しい要素が本当にありまして、とりあえず3名取り組ませていただきますけれども、その先のは、今のところ考えてはおりません。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） そうしたら今の説明で、そもそも当初10%という公約を出していたから削減するというのではなくて、元に戻って、当初10年で半分にしようと思っていたけれども、それは経済が非常に急変した関係で、その公約を果たせないから、そのけじめということでというふうに理解させていただいて、となりますと、そうしたら、その10年後の半分というのは、10年後どのぐらいのおつもりなのか。けじめをつけたのだから、10年後どれだけ起債を削減するかということはどうも全く考えなくてもよくなったのだと、無罪放免だということなのかについてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（寺島健一） 竹山町長。

○町長（竹山秀雄） それは先ほども申し上げましたように、私の姿勢といたしまして、やはり起債はできる限り早期に縮減をしたい、これはもう変わりません。それがいつになるか、ここではっきりとお答えできないのですが、できる限り早期にという言葉でご理解をいただきたいと存じます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第6、議第7号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 7 議第 8号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第7、議第8号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第7 議第8号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第7 議第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 8 議第 9号 竜王町学校給食センターの設置、管理および職員に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第8 議第9号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第8 議第9号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第8 議第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 9 議第 10号 竜王町介護保険条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第9 議第10号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第10号、竜王町介護保険条例の一部を改正する条例について、2点の質問をします。

まず1点目ですけれども、今回この条例改正で介護保険料が改定されるわけですが、介護保険料を決める上で介護給付費の準備基金を取り崩していただいていると、一部取り崩しされたと聞いているわけですが、今年の保険料改定に伴って準備基金をどれだけ取り崩したのかと。あと、20年末見込みと取り崩した金額とで、どれだけ残があるのかということについて、1点目お伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、去年の8月21日に厚生労働省が第4期保険料設定について書面を出しているかと思うのですが、その内容をご紹介いただきたいと思うのです。

この書面は、要請という形で書いているわけですが、この要請を今度の条例改正あるいは来年度予算の中にどのように反映されたのかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（寺島健一） 松瀬福祉課長。

○福祉課長（松瀬徳之助） 若井議員さんのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、介護保険の給付費の準備基金の取り崩しでございます。平成19年度末の残高6,048万762円でございます。このうち4,000万円を保険料の上昇抑制のために取り崩し、補てんをいたしております。

そして、8月21日の国からの要請文書でございますが、今、手元に持ち合わせておりませんので、また後ほどご報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（寺島健一） 11番、若井議員。

○11番（若井敏子） お持ちではないということなので、私は、この厚生労働省が出している要請文書というのは、竜王町のように6,048万円あるうち4,000万円取り崩したというふうなことを指示しているのではないのです。そういう文書だと私は読んだのです。

その文書の中にどういうことが書いてあるかと言いますと、介護給付費の準備基金というのは、最低限必要と認める額を除いて、基本的には、次期計画期間において歳入として繰り入れるべきものだと書いてあるのですね。この基金というのは、3年間の中期財政運営を行うことから生じる剰余金を積み立ててきたもので、介護保険制度では、計画期間内の給付に必要な保険料については、各計画期間における保険料で賄うことが原則だと。保険料が不足する場合には、財政

安定化基金から貸付を受けたらいいのだから、被保険者が死亡・転居で保険料を納めた保険者の被保険者でなくなる場合があることも考えて、本来は、当該基金が造成された時における被保険者に還元されるべきものであると。基本的には、次期計画期間内において歳入として繰り入れるべきものだというふうに言っているのですね。

だから、このことで第4期の保険料基準額の最終決定にあたっては、保険料の上昇を最小限にするものとするということで、そういう要請が来ているのですね。

私は、なぜ2,000万円残したのと、そこが聞きたいです。例えば、この2,000万円全部取り崩したら、保険料のアップは必要なかったのと違うのかと。それは、今後何かがあった時というつもりだったら、厚生省は財政安定化基金から借りたらいいではないかと言っておられるよと、どう思っていますかということ聞かせていただきたい。

**○議長（寺島健一）** 松瀬福祉課長。

**○福祉課長（松瀬徳之助）** 若井議員の再質問にお答えいたします。

ただいま文書を持ち合わせていないということで、その要約を議員の方からご説明がありました。この内容については承知をいたしております。そういったことも考えながら、高齢者保健福祉策定委員会の中で委員さんにご協議をいただきました。

そういった形でございますが、先ほど申しましたように、基金は6,000万円ほど、現在19年度末で残っております。そのうち4,000万円ということで、2,000万円の差が生じるわけですけれども、これにつきましては、当初基金造成時の原資が確かこの程度あったように思いますので、介護保険の事業運営の中で剰余を積み立てた分については、ほぼ該当する金額が充当できたのかなというふうに考えております。以上で質問の回答とさせていただきます。

**○議長（寺島健一）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略し、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（寺島健一）** ご異議なしと認めます。よって日程第9、議第10号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経

過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議第11号 竜王町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

○議長（寺島健一） 日程第10 議第11号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略し、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第10 議第11号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 議第12号 竜王町介護予防支援事業所の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第11、議第12号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。これより採決を行います。日程第11 議第12号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第11 議第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議第13号 竜王町企業誘致特別措置に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺島健一） 日程第12 議第13号を議題として質疑に入ります。質疑あ

りませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第12 議第13号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第12 議第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 議第14号 竜王町農村女性の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（寺島健一） 日程第13 議第14号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第13 議第14号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第13 議第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議第15号 竜王町薬師地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

○議長（寺島健一） 日程第14 議第15号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は、総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第14 議第15号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議第16号 平成20年度竜王町一般会計補正予算（第7号）

○議長（寺島健一） 日程第15 議第16号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第15 議第16号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議第17号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定） 補正予算（第3号）

○議長（寺島健一） 日程第16 議第17号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって日程第16 議第17号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第17 議第18号 平成20年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）  
補正予算（第3号）**

○議長（寺島健一） 日程第17 議第18号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第17 議第18号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第17 議第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第18 議第19号 平成20年度竜王町老人保健医療事業特別会計補正予算
（第4号）**

○議長（寺島健一） 日程第18 議第19号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第18 議第19号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第18 議第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第19 議第20号 平成20年度竜王町学校給食事業特別会計補正予算（第2**

号)

○議長（寺島健一） 日程第19 議第20号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第19 議第20号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第19 議第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議第21号 平成20年度竜王町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（寺島健一） 日程第20 議第21号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、本案は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、日程第20 議第21号は総務産業建設常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議第22号 平成20年度竜王町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺島健一） 日程第21 議第22号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第21 議第22号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第21 議第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議第23号 平成20年度竜王町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（寺島健一） 日程第22 議第23号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略し、本案は教育民生常任委員会に審査を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、日程第22 議第23号は教育民生常任委員会に審査を付託いたしますので、会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長まで報告願います。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第23 議第24号 平成20年度竜王町水道事業会計補正予算（第4号）**

○議長（寺島健一） 日程第23 議第24号を議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。日程第23 議第24号を原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（寺島健一） 起立全員であります。よって、日程第23 議第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第24 議第25号 平成21年度竜王町一般会計予算
日程第25 議第26号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算
日程第26 議第27号 平成21年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
予算
日程第27 議第28号 平成21年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
日程第28 議第29号 平成21年度竜王町学校給食事業特別会計予算
日程第29 議第30号 平成21年度竜王町下水道事業特別会計予算
日程第30 議第31号 平成21年度竜王町介護保険特別会計予算
日程第31 議第32号 平成21年度竜王町後期高齢者医療特別会計予算
日程第32 議第33号 平成21年度竜王町水道事業会計予算

○議長（寺島健一） 日程第24 議第25号から日程第32 議第33号までの9議案一括議題として質疑に入ります。質疑ありませんか。11番、若井議員。

○11番（若井敏子） 議第25号、平成21年度竜王町一般会計予算について、教育長にお伺いをしたいと思います。

昨年の議会で、竜王小学校の改修について非常に細かい質問をさせていただきまして、それに非常にまた細かくお答えをいただいて、下駄箱ですとか、物入れですとか、フックの状態ですとか、黒板ですとか、トイレですとか、非常にたくさんさんの改修については、認識をしているというお答えをいただいております。今後については、徐々にと言いますか、計画的にと言いますか、「一度にできないので少しずつします」みたいな回答だったと私は認識しているところでありますけれども、今年、この21年の予算で該当するところかなと思って見ておりますのは、例えば、81ページの小学校費の需用費の修繕費、あるいは、82ページの工事請負費の1,504万8,000円ですか、これについては、校内LANというものがありますから、少し該当しないのかなという気もしているのですが、前回質問した内容について、この予算の中でこんなふうに反映していると、ここがこう変わるというところをお示しいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（寺島健一） 岡谷教育長。

○教育長（岡谷ふさ子） 年次的に、あるいは順次可能なものからということでお答えさせていただきました。

それから、23年度に竜王小学校につきましては大規模の改修を予定しておりますので、その時点で、あるいはその前年度の中で実施していくことの方が多いかと、今、現時点で思っておりますが、ただ、改修ではなくて、備品的に改修関係なく、もうさらに変えたらいいのではないかといいものも少々ございますので、そういうものにつきましてははしていきたいと考えております。具体的には、次長からお答えさせていただきます。

○議長（寺島健一） 松浦教育次長。

○教育次長（松浦つや子） ただいま若井議員さんからご質問がありました竜王小学校の改修のことでございます。今も教育長から話がありましたように、平成23年に竜王小学校は40年目を迎えますので、その時に大規模改修をしたいと思っております。そういう関係で、大きいものについてはそちらの方でまた改修なりをさせていただきたいと思っております。

平成21年度の予算の中におきましては、今もおっしゃっていただきましたように、81ページの小学校費の需用費の中に入っております、特に竜王小学校の体育館の床とか、それからプール、また諸々ガラス等のそういうようなものと、それから、あとですが、備品等でも少し購入をさせていただくということで、教卓とか、それから清掃用のロッカーの入れ物とか、そういうものをここで見ております。以上でございます。

○議長（寺島健一） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ないようでありますので、質疑はこれで終結し、討論は省略して、日程第24 議第25号については、6人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査を付託し、また、日程第25 議第26号から日程第32 議第33号までの8議案については、6人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、日程第24 議第25号については、6人の委員をもって構成する予算第1特別委員会を設置し、これに審査

を付託し、また、日程第25 議第26号から日程第32 議第33号までの8議案については、6人の委員をもって構成する予算第2特別委員会を設置して、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長より指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。それでは指名いたします。

予算第1特別委員会委員に、2番 大橋弘議員、4番 山田義明議員、6番 圖司重夫議員、8番 蔵口嘉寿男議員、10番 小森重剛議員、12番 寺島健一を指名いたします。

次に、予算第2特別委員会委員に、1番 岡山富男議員、3番 村田通男議員、5番 山添勝之議員、7番 貴多正幸議員、9番 菱田三男議員、11番 若井敏子議員を指名いたします。

以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（寺島健一） ご異議なしと認めます。よって、予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の委員は、ただいま指名いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

この際申し上げます。午後2時15分まで暫時休憩をいたしますので、予算第1特別委員会委員の方は第1委員会室へ、予算第2特別委員会委員の方は第2委員会室へ集合願います。この間に、正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時15分

○議長（寺島健一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算第1特別委員会および予算第2特別委員会の正副委員長の互選をしていただきましたので、この際ご報告を申し上げます。

予算第1特別委員会委員長に蔵口嘉寿男議員、同副委員長に小森重剛議員、予算第2特別委員会委員長に山添勝之議員、同副委員長に菱田三男議員が、それぞれ選任されました。よろしくお願いいたします。

なお、両特別委員会とも会期中に審査をしていただき、その経過と結果を議長

まで報告願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後2時16分